

# さくらいし 桜井市へようこそ



## せいかつてちょう 生活手帳

R1・10・1現在

せいかつてちょう さくらいし じん がいこくじん みな さくらいし  
この生活手帳は、桜井市民になったばかりの外国人の皆さんが、桜井市に  
はや な かいてき せいかつ やく た じょうほう あつ  
できるだけ早く慣れて、快適に生活していくために役に立つ情報を集めました。

さくらいし かいてき せいかつ し じん おうえん  
桜井市で快適に生活していただけるよう、市民みなんで応援しています。

### とっさのとき

こうつう じ こ とうなん さ ぎ めいわくこうい  
■ 交通事故・盗難・詐欺・迷惑行為など

TEL : 110

か じ きゅうびょう け が  
■ 火事・急病・怪我など

TEL : 119

きゅうじつ やかん びょうき け が  
■ 休日や夜間の病気や怪我

さくらいしきゅうじつやかんおうきゅうしんりょうじょ  
桜井市休日夜間応急診療所

[TEL:0744-45-3720](tel:0744-45-3720)

| 曜日 等 (ようび など) | 診察時間 (しんさつじかん) |
|---------------|----------------|
| 木 曜 日 (もくようび) | 21:30~23:30    |
| 日 曜 日 (にちようび) | 10:00~14:00    |
| ・ 祝 日 (しゅくじつ) | 18:00~22:00    |
| 12/30~1/3     |                |

さいがい  
災害について

にほん じしん おおあめ たいふう どしゃさいがい しぜんさいがい おお  
日本は「地震」「大雨」「台風」「土砂災害」の自然災害がとても多いです。  
ならけん さまざま さいがい お  
奈良県でも、様々な災害が起きています。

しぜんさいがい ひがい すく ふだん ぼうさいたいさく  
このような自然災害での被害を少なくするためには、普段から防災対策  
をさいがい おして、災害が起おこったときは落つち着こうどういて行たいせつ動することが大切です。

ぼうさい かん さくらしやくしよ き かんりか  
防災に関することは、桜井市役所危機管理課

[TEL:0744-42-9110](tel:0744-42-9110)

にほんご べんきょう とも さくらしない にほんごきょうしつ  
日本語を勉強する・友だちをつくる — 桜井市内の日本語教室 —

さくらしこくさいこうりゅうきょうかい にほんご  
SIFA (桜井市国際交流協会) 日本語サロン

もうしこみ といあわせさき さくらしこくさいこうりゅうきょうかい さくらしやくしよ ぎょうせいけいえいかない  
< 申込・問合せ先 > 桜井市国際交流協会 (桜井市役所・行政経営課内)

[TEL:0744-42-9114](tel:0744-42-9114)

こうしん しかくへんこう  
ビザの更新や資格変更は・・・

おおさかにゆうこくかんりきよくな らしゅつちょうじょ

大阪入国管理局奈良出張所

[TEL:0742-23-6501](tel:0742-23-6501)

なら しひがしきでらちょう

奈良市東紀寺町 3-4-1

なら だいにほうむそうごうちょうしゃ

奈良第二法務総合庁舎

か もの  
買い物をする

スーパー

せいかつ ひつよう もの そろ しょうひん

生活に必要な物はたいてい揃っています。商品をカゴに入れてレジに持っ

て行くだけで買い物ができます。(日本語はほとんど必要ありません)

コンビニ

ねんじゅうむきゅう そうちょう しんや えいぎょう こがた

年中無休で早朝から深夜まで営業する小型のスーパーです。

とく べんどう ちょうりず しょくひん じゅうじつ いそが かせ  
特に、お弁当などの調理済み食品が充実しているので、忙しくて帰りが

おそ ひとりく たいへんべんり みせ こうきょうりょうきん しはら  
遅くなる人や一人暮らしの人には、大変便利な店です。公共料金の支払い  
もできます。

にほんご ひつよう

(日本語はほとんど必要ありません)

## ホームセンター

もっこうさぎょうようひん じどうしゃかんれんようひん かくしゅこうさくようひん えんげいようひん く た しき  
木工作業用品・自動車関連用品・各種工作用品・園芸用品・組み立て式  
かぐ せいかつそざい はばひろ と そろ おお おお  
家具など、生活素材を幅広く取り揃えています。多くのホームセンターは大  
どうろぞ こま じょうけん してい しょうひん こうにゆう ばあい  
きな道路沿いにあります。細かい条件を指定して商品を購入する場合は、  
にほんご ひつよう  
日本語が必要です。

## 市役所でできる手続き

だいはりょう  
TEL:0744-42-9111 (代表)

## 住民登録 TEL:0744-48-3100

ざいりゅうきかん げつ こ ざいりゅうしかく も かた じゅうみんひょう さくせい  
在留期間が3か月を超える在留資格をお持ちの方は、住民票を作成  
ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ  
することができます。在留カード（または特別永住者証明書）とパスポ  
しやくしよしみんか も こくない ひっこし さい  
ートを市役所市民課へ持ってきてください。また、国内で引越しをする際に  
じゅうしよへんこう てつづき ひつよう くわ しやくしよしみんか と あ  
も、住所変更の手続きが必要です。詳しくは、市役所市民課へお問い合わせ  
くだ  
下さい。

## 教育 TEL:0744-48-3115

### 【幼稚園について】

ようちえん さいじ さいじ にゅうがく  
幼稚園は4歳児～5歳児が入学することができます。

えん さいじ  
(3園においては3歳児～)

ようちえん きょういくいいんかいじむきょくがっこうきょういくか と あ くだ  
幼稚園については、教育委員会事務局学校教育課へお問い合わせ下さい。

### 【小学校・中学校について】

にほん  
日本では、

しょうがっこう ねん さい  
小学校 (1～6年：6～11歳)

ちゅうがっこう ねん さい ぎむきょういく  
中学校 (1～3年：12～14歳) が義務教育となっています。

ほごしゃ しやくしよしみんか じゅうみんどうろく てつづき あと しゅうがくじどう せいと  
保護者は市役所市民課で住民登録の手続きをした後、就学児童または生徒  
ばあい きょういくいいんかいじむきょくがっこうきょういくか てつづ おこな  
がいる場合は教育委員会事務局学校教育課にて手続きを行って下さい。

## 健康・福祉関係

### 【保育所】

保育所は「保育を必要とする児童」（0歳児～5歳児）を保護者にかわって保育する児童福祉施設です。保育所へ入所できる児童は、保護者およびその親族などが仕事や出産などの理由で、その児童を保育できないと認められる場合があります。保育所に関することは、**市役所児童福祉課**へお問い合わせ下さい。

[TEL:0744-48-3104](tel:0744-48-3104)

### 【国民健康保険】

日本では、職場の健康保険（社会保険・共済組合など）に加入している人及び生活保護を受けている人以外は、みんな国民健康保険に加入しなければなりません。市役所保険医療課にて手続きを行って下さい。

### 【年金】

日本の年金制度では、日本国以内に住所のある20歳～60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。厚生年金に加入している人、及びその配偶者（扶養されている人）以外の方は市役所保険医療課にて手続きをして下さい。[TEL:0744-48-3120](tel:0744-48-3120)

### 【妊娠、育児、予防接種】

妊娠の届出をされた人に、母子健康手帳をけんこう増進課（保健福祉センター 陽だまり）にて交付しています。育児に関する相談や、予防接種などについては、けんこう増進課（保健福祉センター 陽だまり）[TEL:0744-45-3443](tel:0744-45-3443) にお問い合わせ下さい。

## ごみの出し方

ごみを出す時は、桜井市指定収集袋を使って下さい。この収集袋は、市内のスーパー、コンビニ、薬局などで販売されています。可燃ごみ【もやせるごみ】と不燃ごみ【もやせないごみ】の2種類の袋があります。ごみの詳しい分別方法については、環境部（[TEL:0744-45-2001](tel:0744-45-2001)）までお問い合わせ下さい。

可燃ごみとして収集できるもの

- 生ごみ（よく水切りして出してください）
- 食用油（紙や布にしみ込ませて出してください）
- 木切れ（直径10cm以内で、指定袋に入るもの）
- 紙おむつ（汚物は取り除いて出してください）
- 再資源化できない紙類（銀紙、カーボン紙、感熱紙など）
- 再資源化できない布類（帽子、カーテン、綿入り、羽毛入りなど）
- 布くず ○ビニール類
- プラスチック類 リサイクルできないペットボトル・トレー・発泡スチロール・ビデオテープ・カセットテープ・その他プラスチック類



可燃ごみ

不燃ごみとして収集できるもの

- 油ビン・カン（水洗いできないもの）
- ガラス製品
- 耐熱ガラス製品
- 刃物類
- ※刃物部分は、再資源化できない紙に包んで指定袋に入れて出してください



不燃ごみ

- 筒型乾電池
- ※水銀電池、ボタン電池、充電式電池は、販売店などで引き取ってもらってください
- 家電品（廃家電指定品目以外）
- 傘 ○針 ○電球・蛍光灯 ○金属類（薄いもの） ○陶器類
- 飲食用以外の空きカン・空きビン・ワックスのカンなど
- ※化粧ビン（乳白色）・マニキュアなどは、中身を出し切った状態で出してください

【その他】

- スプレーカン・カセットボンベ・使い捨てライター
- ※中身を使い切り、穴をあけないで危険ごみの回収日に集積場所のコンテナに入れてください